

プロモーション動画制作・放映業務委託仕様書

1. 業務の名称

プロモーション動画制作・放映業務

2. 業務の目的

本村は、定住人口、交流人口の減少など大きな課題に直面しており、移住促進、観光客の誘致のため SNS やウェブサイト上での動画による情報発信に取り組んでいる。そうした状況の中で、村の豊かな自然資源や人材等の地域資源を活かして映像を制作し、テレビ等で放映することで、村の認知度向上や村の魅力の再発見に繋げ、移住や交流人口の促進につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務の概要

業務受託者は（以下「受託者」という。）は、業務委託者（以下「委託者」という。）の指示に従い、本仕様書に基づき、次の業務の全てを履行する。

（1）ロケーション撮影の実施

① 事前下見・調査の実施：

当村に滞在し、地域資源等を広く理解したうえで、製作する動画について、撮影コンテツ、撮影場所、撮影時期等を検討する。

② ロケーション撮影の実施

事前下見により検討した企画をもとに実際に現地で撮影を実施する。撮影するコンテツによって複数回にわたって撮影を実施すること。

（2）動画の制作

① テレビ放送用の番組制作

撮影した動画について、編集やナレーション、BGM 等を付与し、テレビ放送用に総尺約 30 分の番組を制作する。

② Youtube 用の番組制作

撮影した動画について、テレビ放送だけでなく Youtube 等でも放映できるように 5～6 分程度に編集を行った動画を複数本制作する。

③ CM 用の映像制作

制作した番組等について、CM や広報として放映できるように 15 秒～30 秒程度にまとめた動画を制作する。

（3）制作した動画の地上波テレビ放送および Youtube 等での放映

① 制作した動画の地上波テレビでの放送

制作した番組について、地上波テレビで放映する。放映時間についてはゴールデン帯（19 時～22 時）で放映すること。

② Youtube での動画放映

制作した動画について、チャンネル登録者数 1 万人以上の Youtube 内チャンネルで放映する。放映する動画の本数については複数本放映すること。

③ CM の放映

制作した CM 用動画について、地上波テレビおよび Youtube で放映し、番組や動画に誘導すること。

(4) 制作した各動画のデータ納品

制作した各動画について、当村で 2 次利用することができるよう利用しやすい形式 (MP4 形式等) で納品すること

(5) その他

- ・業務全体を統括する業務管理責任者を設置し、業務全体を統括すること。
- ・村と連絡調整を円滑に行うことができる体制を整備すること。

5. 委託料等

本事業に対する委託料の上限は 3,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。

6. 権利の帰属

本業務により制作された成果物に係る著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利は全て下北山村に帰属する。

7. 法令の遵守及び守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、地元関係者等と連携を図り、当村と連絡を密にし、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに報告し指示を受けること。
- (2) 受注者は、本事業で知り得た個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、当村の承諾を得た場合、業務の一を委託することができる。
- (4) 受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、当村とその都度協議のうえ決定すること。

9. 問い合わせ先

〒639-3803

奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 1002

下北山村役場 地域振興課

電話 07468-6-0074

Mali iju@vill.shimokitayama.lg.jp